

令和５年高島市農業委員会第１０回総会議事録

- 1 開催日時 令和５年１０月１０日（火）
午後１時３０分から午後３時１５分まで
- 2 開催場所 高島市役所 新館３階 会議室 ９・１０
- 3 出席委員（１８人）

会長	６番 中田正敏
副会長	１０番 地村満信
	１番 田中孝敏
	２番 青谷喜代一
	３番 橋本久義
	４番 高木敏一
	５番 采野 哲
	７番 前川幸雄
	８番 古谷久栄（議事録署名委員）
	９番 上原満枝（議事録署名委員）
	１１番 中川幸雄
	１３番 岸田忠則
	１４番 山田善嗣
	１５番 浅井嘉己
	１６番 古田卓見
	１７番 清水 巧
	１８番 足立 功
	１９番 石津紘子
- 4 欠席委員（１人）

１２番 日置克己

- 5 遅参した委員 なし
- 6 傍聴人の数 ２２人（農地利用最適化推進委員）
- 7 次第
 - １．開会
 - ２．高島市農業委員憲章唱和
 - ３．会長挨拶
 - ４．議事日程
 - 第 １ 議事録署名委員の指名
 - 第 ２ 報告事項
 - 第 １ 令和５年度第５回高島市農産ブランド認証委員会について

- 第 3 報告第 19 号 田畑転換等農地の形状変更届の受理について
- 第 4 報告第 20 号 農地の転用事実に関する照会について
- 第 5 報告第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可について
- 第 6 議案第 86 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 7 議案第 87 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 第 8 議案第 88 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 9 議案第 89 号 高島市農用地利用集積計画の決定について
- 第 10 議案第 90 号 農用地利用集積等促進計画（高島市）について
- 第 11 議案第 91 号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて
- 第 12 議案第 92 号 高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて

5. 連絡事項

(1) 令和 5 年第 11 回総会について

- ・ 日 時 令和 5 年 11 月 10 日（金） 午後 1 時 30 分
- ・ 場 所 高島市役所新館 3 階 会議室 9・10

8 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課 主任 飯田 浩一
主事 南村 悠斗

9 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局 局長心得 水口 善広
局次長 伊庭 久美
参事 青谷 和夫
参事 前河 康史

10 会議の概要 次のとおり

事務局	改めましてこんにちは。お忙しい中、皆さんお集りいただきましてありがとうございます。それでは定刻になりましたので、令和 5 年第 10 回高島市農業委員会総会を開催させていただきます。 本日の総会につきましては 18 名の委員にご出席を賜っております。在任委員の過半数以上であり農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本総会が成立いたしますことを、まずもって報告をいたします。欠席の委員でございますけれども、12 番 日置委員でございますので、報告をさせていただきます。 本日の案件につきましては、報告事項が 1 件、報告案件が 9 件、農地法
-----	---

	に基づく許可等案件として第3条案件が6件、第4条案件が4件、第5条案件が4件でございます。また市長部局からの案件といたしまして高島市農用地利用集積計画案件が112件、農用地利用集積等促進計画案件が1件、農業経営改善計画の認定案件が1件、農業振興地域整備計画の変更協議が2件、以上140件につきましてご審議いただくことになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。次に、議事参与の制限についてお願いをいたします。本日、審議いただきます議事日程第9、議案第89号「高島市農用地利用集積計画の決定について」は、■番■■■■■に退席を求め、他の案件と切り離して審議、採決をいただくこととなりますのでご理解とご協力をお願いいたします。みなさまのお手元に「令和5年第10回高島市農業委員会総会参考資料」をお配りさせていただいております。ご確認をお願いいたします。この参考資料でございますが、個人情報が含まれているものにつきましては後に事務局から回収させていただきます。また議案書の担当委員欄につきまして、農地法の申請の確認をしていた委員のお名前を記載してきたところでございますけれども、個人情報保護の観点から、今回の総会より議席番号で標記するようにいたしましたので、よろしくお願いいたします。
事務局	続きまして、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いいたします。それでは地村副会長よりよろしくお願いいたします。
副会長	それではご起立をお願いできますか。総会資料を1枚めくっていただきますと載っておりますのでよろしくお願いいたします。私が「高島市農業委員会は」と申しあげましたら、一緒にお願いいたします。ではまいります。 (唱 和)
副会長	ありがとうございました。
事務局	それでは、中田会長よりごあいさつをいただいたのちに、議事進行は、高島市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いします。
会長	《会 長 挨 拶》

会長	それでは、本日の議事日程に従い会議を進めさせていただきます。 日程第1「議事録署名委員の指名」につきましては、私の方から指名をさせていただきます。本日の総会の議事録署名委員につきましては、8番古谷久栄委員、9番上原満枝委員を指名いたします。お二方よろしく願いを申し上げます。
会長	次に、日程第2「報告事項」を議題といたします。まず第1に「令和5年度第5回高島市農産ブランド認証委員会について」采野委員から報告をお願いいたします。
采野委員	5番采野です。机の上に配付されておりました左上がクリップ止めになっているものをめくっていただきまして、右上に総会終了後回収、資料1と書いてあるものをごらんください。令和5年度の第5回農産ブランド認証委員会が10月3日火曜日にこの市役所で行われました。今回ブランド委員会といたしましてはランク1のみの申請を審査いたしました。個人3名で14件13品目、面積は17.64アールでございました。詳細につきましては裏面に書いてありますのでどうぞ一度目を通してください。委員会の中で慎重に審議した結果、全て問題なしということで認証されたことをご報告いたします。以上です。
会長	それでは本件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。 (質疑、意見なし)
会長	ご質問ないようでございますので、以上で、日程第2「報告事項」を終わらせていただきます。
会長	次に、日程第3、報告第19号「田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。
事務局	3ページをご覧ください。報告第19号、田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について。田畑転換等農地の形状変更届出書の提出が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第3号の規定に基づき、これを受理したので同条第2項の規定に基づき報告します。令和5年10月10日、高島市農業委員会会長。 番号1、土地の表示、地番429番、地目、田、面積1,338平方メー

	トル、目的、田に盛土をして、畑として利用。申請位置図等は、報告議事案件資料集の１ページから２ページをご参照ください。 本件は、水田として耕作することが困難な農地であるため盛り土を行い、畑として利用し、南側の約１，０００平方メートルに栗やイチジクなど果樹を植え、残りの３００平方メートルに自家用野菜を栽培する計画を立てています。高島市田畑転換等農地の形状変更に関する指導要綱により届出書を審査したところ、計画の趣旨は妥当であり、その他届出に係る必要書類もそろっていることから、高島市農業委員会会長専決規程第２条第１項第３号の規定により異議ないものとし、令和５年８月３１日に形状変更に同意しましたのでご報告いたします。以上でございます。
会長	それでは、ここでご意見をいただくところでございますが、ただ今のこの形状変更につきましては、はじめて出てきたかなというふうに思いますのであえて申し上げますと、ここに盛り土をするというふうに出ています。例えば田が道路よりも相当低くて利用がしにくい、また水田として利用していたけれども、やはりこれを畑として利用したいといった場合には、形状変更というふうな届出をいただくことになってございます。あくまでも耕作ができる、何らかものが農作物が耕作ができる状況で、形状の変更をしていただくというふうなことでございますので、盛り土といいますと、山の土でも何でもいいのかということではなしに、やはり害のない良質の土を入れていただいて、耕作物、または耕作に支障を来さないような状況のものをということでございますので、決して残土処理に、この形状変更というものは使えませんので、この点につきましてはご注意くださいというふうに思っております。それではご意見をいただきたいと思いますが、何かご質問はございますか。 (質疑、意見なし)
会長	それではご意見ないようでございますので、以上で、日程第３「報告第１９号」を終わらせていただきます。
会長	次に、日程第４、報告第２０号「農地の転用事実に関する照会について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。
事務局	４ページをお開きください。報告第２０号、農地の転用事実に関する照会について。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登

会長	記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第5号の規定に基づきこれに回答したので、同条2項の規定に基づき報告します。令和5年10月10日、高島市農業委員会会長。 番号1、土地の表示、地番124番1、地目、田、面積841平方メートル。現況非農地。 番号2、地番684番、地目、畑、面積112平方メートル、内草生、面積62平方メートル、現況非農地。 番号3、地番212番1、地目、田、面積230平方メートル、地番212番7、地目、田、面積379平方メートル、現況非農地。 番号4、地番212番2、地目、田、面積552平方メートル、地番212番4、地目、田、面積203平方メートル、現況非農地。 番号5、地番735番、地目、田、面積833平方メートル。地番795番、地目、田、面積1,338平方メートル。地番796番、地目、田面積614平方メートル、地番935番、地目、田、面積1,206平方メートル。地番1043番1、地目、田、面積1,009平方メートル、地番1046番、地目、田、面積251平方メートル。地番1047番、地目、田、面積1,778平方メートル。地番1047番4、地目、田、面積146平方メートル、現況非農地。計5件、9,492平方メートル。 本案件は、前回総会以降に大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号1から番号5について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、非農地の旨を会長専決規程により回答しましたのでご報告いたします。以上でございます。 それではこのことにつきましては、毎月出てくるとは思うんですけども、これは本人の申請に基づきまして、法務局の方が農業委員会に現況の確認を求めてきた案件ということでございます。この中の多くにつきましては、大体昭和47年当時に、農地にですね植林をいたしますと永久転作というようなことで、5年間転作の補助金がもらえるというふうな制度がございました。それも相まって、非常に多くの山際の田んぼのところに、杉とかヒノキの植栽がされております。それから40年、50年近くたってまいりますと、立派な山というようなことで、現行私どもが遊休農地の確認に行きましても、これはもう20年ぐらい前から山やでと、30年ぐらい山やなというようなことで、なかなか地元の古老でないと昔ここが田やったということが見分けられないような状況になっているところがございます。そういったものが今回相続または道路の拡張等々でひっかかってまい
----	---

りますと、地目を変更しなければならないというふうなことが起こりまして、このようなことになっております。なおまた、居宅の近くの宅地でございますけれども、農地法以前ぐらいから、地目的には田んぼなんですけれども、そこに庭ができていたとか、進入路ができていたというふうなケースも散見をされるところであります。そういったものにつきまして、いろんな要件に基づきまして登記をやり直さなければならないというふうなことが発生をしておりますので、こういったような形で法務局から照会があがってくる、これは先ほど事務局の方から説明をいたしましたように、それぞれ現地の確認をしにいきます。木が生えている、宅地になっている、その上に小屋とか家とかが一部かかっている、というふうな現況がございました場合には、農地でないというふうなことでございますので、非農地ですよというふうな説明を添付をさせていただくということであります。このことにつきましては、2週間以内に処理をしなければならないというルールがございますので、法務局の方から今日到達いたしますと、その日から数えて14日以内に報告をしなければならないというふうな規定になっておりまして、報告がいきませんと自動的に申請者の意見どおりというふうな扱いで、法務局は地目の変更をいたします。年間でございますと、まれですけれども、これは非農地と認められないなというふうなものがございまして、この場合につきましては、その旨の通知をさせていただいているというのが現状の手続きの状況であります。但し、登記官の判断によりまして、そうした場合でも非農地というふうな取り扱いがされるケースもございます。この点につきましても注目をいただきたいなというふうに思います。それと合わせまして、ここで皆さん方をお願いしたいんですけど、わかっている範囲があれば、農地パトロールの中で、これは非農地であるとかいうふうなことで、懸案として挙げていただきまして、私どもも非農地証明が出せるような体制を昨年作ってございますので、こうした形で取り扱いをして、法務局からあがってくる案件の報告を受けているというだけではなしに、私どもも積極的に、そういうものがあるのかなのか調べて、やはり農業委員会の例えば4条の手続きを踏んでいただくとか、いうふうな処理をすべきであろうというふうに考えておりますので、この点につきましても、お気づきがございましたらよろしく願いをしたいなというふうに考えております。

それでは、ご意見やご質問はございましたら、ご発言をいただきたいと思いますが。はい采野委員どうぞ。

采野委員

5番采野です。今ほど会長がおっしゃられたとおり、番号1の方の地番

	124の1のところなんですけれども、これ何年も私の担当エリアで農地パトロールをしていて、実際雑木が繁茂している状態で、これはもう農地じゃないよというようなことを農地パトロールで報告していたんですけど、今回のこの地目変更というのは、何かこういう農業委員会からの農地パトロールの結果、この地権者さんが変更するに至ったのか、それとも全く関係なくなったのか、経緯的なことと、あとこれが実際非農地になったということで、いつ頃、この今度タブレットがあるんですけど、データが反映されるのかとか、ちょっとそんなことを教えていただけたらと思います。
事務局	采野委員のご質問にお答えさせていただきます。番号1番の方ですけども、法務局の方で地目変更の手続きをされて、農業委員会の方に照会があったというところでありまして、現状確認しまして、山林化の状態でしたので事務局としては非農地としまして回答したところであります。地目の変更につきましては、こちらの方から回答しますと、数日以内に法務局の方では地目は変更されるということで、それが今言われましたようにタブレットに反映されるのがいつごろかとなりますと、たぶん今すぐというような形で反映というのは難しいかなとは思いますが、そこがいつ反映されるかというところまでは、何日間か何か月間かそこまでは今、把握していないというところが現状です。
采野委員	反映されるのをできるだけ早く、時期的なのを教えてくださいなというんですけど。僕らのやっている農地パトロールというのは、今回何か効果があったのかなと思って聞いてみたんですけど、その通知がいていたのかなと思って、地主さんに今まで。
事務局	農地パトの中で不耕作地といいますか、荒廃地の農地があがってきた場合には、事務局の方からそれぞれ対象者の方に文書を発送させていただきまして、今後耕作されますかとか、中間管理機構出しますかとか、そういったアンケートといいますか調査は行っています。
采野委員	アンケートの結果というのは。
事務局	事務局としましては、出したんですけどそれを受けてこれを、地目変更を出されたかというところまでは聞いていませんし確認もしておりません。以上です。

会長	1 番は、意向調査は出してあるのか。
事務局	今、データを確認しますのでお待ちください。
会長	今、確認をしていますけど、善意的にとっていただきますと、やはりそういう働きがあつてご本人も変えようかなというふうになってきているというふうに、最大限私どもに有利な方向でお考えをいただけたらいいかなというふうに思いますので、やはりこれはひとつのきっかけになっているのは間違いないかなというふうに考えております。
事務局	データを確認しまして、昨年この筆については文書の方、出させていた だいております。以上です。
会長	他ございませんか。それではご意見ないようでございますので、以上を 持ちまして日程第 4「報告第 2 0 号」を終わらせていただきます。
会長	次に、日程第 5、報告第 2 1 号「農地法第 3 条の規定による許可につい て」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	6 ページをお開き下さい。報告第 2 1 号、農地法第 3 条の規定による許 可について。民事執行法に基づく農地の競売について、農地買受適格証明 書を交付した願出人より、農地法第 3 条の規定による許可申請書の提出が 次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第 2 条第 1 項第 5 号の規 定に基づき、これを許可したので報告します。令和 5 年 1 0 月 1 0 日、高 島市農業委員会会長。1、農地法第 3 条関係所有権の移転、番号 1、土地 の表示、地番 1 5 7 0 番、地目、田、面積 1, 0 6 4 平方メートル、地番 1 5 7 0 番 1、地目、田、面積 6 3 4 平方メートル。地番 1 5 7 1 番、地 目、田、面積 1, 4 5 1 平方メートル。番号 2、地番 5 0 2 4 番、地目、 畑、面積 2, 4 0 9 平方メートル。番号 3、地番 3 7 3 1 番 2、地目、田、 面積 9 0 3 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 3 ペー ジから 9 ページをご参照ください。また本日お配りしております参考資料 の資料 2 をご覧いただきたいと思います。資料 2 でございます。競売等の 買受適格証明願の取り扱いについて、今回の案件につきましては、2、手 続きの基本的な流れの①入札期間が総会開催日以後とされている場合に該 当します。

	それでは、ご説明させていただきます。本案件は、令和５年７月総会にて承認いただきました農地の競売に係る農地買受適格証明書を交付した願出人のうち、先の競売により最高価買受申出人となった譲受人から、農地法第３条の規定による許可申請書の提出がありました。農地買受適格証明書を交付した時と申請内容に変わりがなかったため、会長専決規程により、許可しましたので報告いたします。以上でございます。
会長	それでは、このことにつきまして何かご意見ございますか。はい、中川委員。
中川委員	１１番、中川です。この事案は以前の総会の時に出た案件だと思うんですが、その時にもちょっと意見を言わせてもらったと思うんですが、以前の総会の資料を見たらわかるんですが、こういう事案については譲受人の住所を口頭でもいいから言ってほしいというふうに、判断がしにくい、今回は裁判事案ですので問題はないと思うんですが、できるだけそういう参考で住所等を、報告をいただきたいなというふうに思います。以上です。
事務局	ただ今の件についてお答えいたします。中川委員からそのようなお申し出をいただいております、この後の３条案件の議案につきましては、ただ今中川委員おっしゃっていただきましたように、譲受人の住所地の方を申し上げるような形で説明をさせていただく準備をしております。この専決報告につきましては、ちょっとそういった文言が抜けておまして申し訳ございませんでした。以上でございます。
会長	他ご意見ございませんか。それでは、他ご意見ないようでございますので、以上で日程第５「報告第２１号」を終わります。
会長	次に、日程第６、議案第８６号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	８ページをお開きください。高島市農委議案第８６号、農地法第３条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和５年１０月１０日、高島市農業委員会会長。農地法第３条の規定による許可申請について。農地法第３条第１項の規定に基づく所有権の移転に関する次の許可申請について審議を求める。９ページをご覧ください。１．所有権の移転。

青谷委員	番号 1、土地の表示、地番 9 2 5 番、地目、畑、面積 2 4 3 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 1 0 ページから 1 1 ページをご参照ください。申請地は、高齢のため耕作を継続することが難しい譲渡人と、申請地の近くに居住し農業の規模拡大を行う上で便利がよいマキノ町在住の譲受人が、贈与により畑 1 筆を所有権移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。 2 番青谷です。ただ今の案件ですけども、譲受人、農業経営に非常に意欲的でありまして、事務局のとおり特に問題ないと思われますので、よろしくご審議お願いいたします。
事務局	番号 2、土地の表示、地番 2 8 0 番 1、地目、畑、面積 5 6 平方メートル。地番 2 8 1 番 2、地目、田、面積 2 1 3 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 1 2 ページから 1 3 ページをご参照ください。 申請地は、遠方に居住し土地建物の管理ができない譲渡人と、隣接する空き家を同時に購入して京都からマキノに移住し家庭菜園をしたい譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権移転するものです。現在、不耕作地であることから、農地復元計画書を添付されています。譲受人世帯における農機具の保有状況は管理機が 1 台、申請地を家庭菜園として効率的に利用し耕作を行うと認められるため許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
橋本委員	3 番橋本です。事務局のご説明どおり、ご審議の程よろしく申し上げます。
事務局	番号 3、土地の表示、地番 6 7 0 番、地目、畑、面積 4 4 2 平方メートル。地番 6 7 5 番、地目、畑、面積 2 0 4 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 1 4 ページから 1 6 ページをご参照ください。 申請地は、空き家紹介システムで農家付き空き家を登録し売却したい譲渡人と、農地付き空き家を購入し京都から朽木へ移住し、畑で野菜を栽培したい譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。現在、不耕作地であることから、農地復元計画書を添付されています。 譲受人世帯における農機具の保有状況は耕うん機が 1 台、申請地を家庭菜園として効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満た

	していると考えます。以上でございます。
上原委員	立ち会いに寄せていただきました。今事務局さんからご説明がございましたとおりです。寄せてもらったときは、すごい草だったんですけども先日通りましたら草は刈ってございました。以上です。
事務局	番号４、土地の表示、地番２３１番３、地目、田、面積４０８平方メートル。地番５１３番、地目、田、面積７２０平方メートル、地番３０３番２、地目、畑、面積１８８平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１６ページから２０ページをご参照ください。申請地は、高齢で疾病により耕作や維持管理が難しく農地を売却したい譲渡人と申請地に近く農業の規模拡大を行う上で便利がよい安曇川の農地所有適格法人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。現在５１３番については、不耕作地であることから、農地復元計画書を添付されています。譲受法人における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	１０番地村です。ただ今の事務局の説明どおりでございますが、譲受法人は大規模に経営されてます。譲渡人はですね、病気になられまして耕作できなくなりました。今年の作付けから譲受人に依頼されて、耕作されてます。これらの農地の他にも所有権移転各筆明細に載っているんですが２９ページから３０ページに載ってますが、約３６，０００平方メートル購入されてます。という形で耕作は引き続いて譲受人がされているということです。現地の確認しました。よろしくご審議をお願いします。
事務局	番号５、土地の表示、地番６９８番３、地目、田、面積３５６平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集２０ページから２２ページをご参照ください。申請地は、遠方に居住し耕作できない譲渡人と申請地の隣接地に居住し、１０年以上前から当該農地を保全管理している高島在住の譲受人との間で話がまとまり、贈与により所有権を移転するものです。譲受人はブルーベリーを栽培する営農計画書を提出されており、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
岸田委員	１３番岸田です。先ほどの件につきまして、事務局の説明のとおりでござ

事務局	ざいます。よろしくご審議お願いします。 番号 6、土地の表示、地番 1 2 2 6 番、地目、田、面積 1, 2 3 8 平方メートル。地番 1 2 5 5 番、地目、田、面積 9 8 5 平方メートル。地番 1 2 5 6 番、地目、田、面積 1, 1 3 2 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 2 2 ページから 2 5 ページをご参照ください。 申請地は、遠方に居住し耕作できない譲渡人と申請地の近くに居住し、農業の規模拡大をしたい高島在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人は普段の草刈り等の管理を行い、地域の営農組合に作業委託します。申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
岸田委員	1 3 番岸田です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。よろしくご審議お願いします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第 8 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」所有権の移転、番号 1 から番号 6 の案件について審議を行います。その前に、ちょっと補足をさせていただきますが、今回は有限会社が農地取得というふうになってございます。一般の会社につきましては、農地取得は日本ですといくつかの特区以外は認められておりませんが、ところが農地所有適格法人になっている法人につきましては、この限りでないということでございますので、そのへんにつきまして、もしお尋ね、または確認等ございましたらご注意をいただきたいと思います。農業をしている会社であれば、たいがい農地所有適格法人に適用できるかなと思うんですけれども、全く関係のない会社でございますと会社名義では持てない。社長個人であればその限りでないということでございますので、この点ひとつご承知と思いますけれども、ご注意を申し上げたいと思います。それでは、このことにつきまして、ご意見ご質問ございましたら、ご発言いただきたいと思います。 (質疑・意見なし)
会長	ございませんか。それではご意見ないようでございますので、これより、議案第 8 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」採決を行います。所有権の移転、番号 1 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

会長	全員挙手。 次に、番号２の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号３の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号４の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号５の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号６の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第８６号「農地法第３条の規定による許可申請」のあった所有権の移転、番号１から番号６の案件につきましては、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
会長	次に、日程第７、議案第８７号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員から説明をお願いします。

事務局	11ページをお開きください。高島市農委議案第87号、農地法第4条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和5年10月10日、高島市農業委員会会長。農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。12ページをご覧ください。 番号1、土地の表示、地番461番2、地目、畑、面積184平方メートル。転用目的、一般住宅。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の25ページから27ページをご参照ください。本件は、一般住宅、離れ住宅を建設するため、畑1筆を農地転用するものです。農地区分は、集落内で住宅等が連たんしていることから第3種農地と判断され立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水については、地下浸透により排水します。なお、申請人において平成20年ごろに、野菜作りをして元気に過ごせるようにと畑の中に農地法の許可を受けずに小さな家屋を建ててしまい、申し訳ない旨の顛末書を添付されています。農地法第4条第2項の一般基準の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
高木委員	4番高木です。現地も私の（家）近くにありまして、常日頃、ずっと畑として地番が並んでましたんで、何か一般住宅を建てるということで、別に何ら支障はないと思いますのでよろしくお願い申し上げます。
事務局	番号2、土地の表示、地番1519番、地目、畑、面積178平方メートル。転用目的、倉庫および手洗い小屋。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の28ページから30ページをご参照ください。本件は、母屋の隣接地に倉庫と手洗い小屋を建設するため、畑1筆を農地転用するものです。農地区分は、集落内で住宅等が連たんしていることから第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水については地下浸透および東側の水路へ放流します。なお申請地は、昭和45年ごろに、申請人の父が農地法の十分な知識がなく、建物を建築する際に許可を受けず造成してしまい申し訳ない旨の顛末書が添付されています。農地法第4条第2項の一般基準の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
清水委員	17番の清水です。詳細につきましては事務局のご説明のとおりでござ

事務局	います。ご審議の程、よろしくお願いします。 番号３、土地の表示、地番２４２１番３、地目、田、面積８６平方メートル。地番２４２２番２、地目、田、面積８８平方メートル、転用目的、進入用道路。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の３１ページから３３ページをご参照ください。本件は、申請者が経営する事業所への進入路が狭く拡幅するため、畑２筆を農地転用するものです。農地区分は、集落内で住宅等が連たんしていることから第３種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水については自然浸透とします。なお申請地は、昭和５０年ごろに、農地法の十分な知識がなく許可を受けずに進入路として造成してしまい、申し訳ない旨の顛末書が添付されています。農地法第４条第２項の一般基準の規定により審査したところ、必要書類は添付されており許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
清水委員	同じく１７番清水でございます。詳細につきましては事務局の説明のとおりです。なお、長年にわたりましてこの土地が進入路として、自営業をされているんですけれども、屋根瓦の工事の作業小屋がこの進入路の先にありまして、雨水等の排水については、長年にわたってなんら問題が生じておりません。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
事務局	番号４、土地の表示、地番３５８番９、地目、畑、面積２４３平方メートル。転用目的、駐車場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の３３ページから３５ページをご参照ください。本件は、自宅の土地建物を貸し出すことになり、家族や知人の駐車スペースが確保できなくなったことから、駐車場として畑１筆を農地転用するものです。農地区分は、集落内で住宅等が連たんしていることから第３種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水については、南側の道路側溝へ放流します。なお、申請地は昭和５６年に宅地の一部を畑にし地目変更した際に誤って全部の面積を畑として登記してしまい、また一部雑種地としてしまったことについて申し訳ない旨の顛末書を添付されています。農地法第４条第２項の一般基準の規定により審査したところ、必要書類は添付されており許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
石津委員	１９番石津です。詳細につきましては事務局の説明のとおりでございます。

	す。ご審議の程よろしくお願いいたします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第 87 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」について審議に入ります。本件について、ご意見やご質問はございましたらご発言いただきたいと思います。はい、中川委員どうぞ。
中川委員	11 番中川です。ちょっと教えてほしいんですが、1 番の案件なんですが平面図を見るとどこが本屋かわからないんで、離れの家屋という申請案件なんですが、住まいが本屋で住まいになるのかなという感じなんですが、この今回の申請案件で地下浸透に平面図になっているんですが、今回の申請案件が住居なのかどうかかわからないので、離れ住宅というのはこれで地下浸透でいいのかどうか、ちょっとそのへんを教えてほしいんですが。
事務局	ただ今の中川委員のご質問につきましてお答えをさせていただきます。議事案件資料集の 26 ページの下の方の地図なんですけれども、青く囲ってあります部分が今回の申請地になりまして、ちょっとわかりにくいんですけれども、右側に四角い緑色の囲いがありまして、ここが申請人の親が住んでおられた場所ということで、介護とかいろいろある中でバリアフリー化ということで、今回申請のこの建物を改めて建てられたということでございまして、顛末案件ということなんですけれども、建てた目的というのは、親が足腰が悪くなってきてバリアフリー化するために、農地転用の許可を知らずに建ててしまったというところであります。あと地下浸透についてなんですけれども、現状 27 ページの下の写真なんですけれども、現状このような状態で雑種地といいますか、現状もうそのような形になっているということで、現状のところ雨等浸透していくということを聞いておりますので、地下浸透というようなところがございます。以上でございます。
中川委員	その離れ住宅が居住形態がわからんのや、いわゆる便所やらあるのかどうか、それで地下浸透でいいのかどうか。そのへんだけが知りたいんやけど。
事務局	離れ住宅ということで小さい建物なんですけれども、トイレがあるかどうかというところまでは確認はしておりません。おそらくなんですけれども、隣に母屋といいますか、がありますのでそちらの方トイレなりは利用

高木委員	されているのかなと思われます。以上です。特段、建物についてはコンクリートなども張っていませんし、問題はないのかなと思っております。 母屋に下水設備はあるということです。集落排水ということで下水道は通っています。
会長	中川委員よろしいですか。それでは他にはご意見ないようでございますので、これより議案第87号「農地法第4条の規定による許可申請について」採決します。まず番号1の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号3の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号4の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第87号「農地法第4条の規定による許可申請」のあった番号1から番号4の案件につきましては、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
会長	次に、日程第8議案第88号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員からそれぞれ説明をお願いします。

事務局	13ページをお開きください。高島市農委議案第88号、農地法第5条の規定による許可申請について、上記の議案を提出する。令和5年10月10日、高島市農業委員会会長。農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定に基づく所有権の移転および使用貸借による権利の設定にかかる農地転用に關する次の許可申請について審議を求める。14ページをご覧ください。 1、所有権の移転、番号1、土地の表示、地番18番5、地目、田、面積509平方メートル。転用目的、駐車場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の36ページから38ページをご参照ください。本件は、申請者が所有するワンルームアパート18室の入居者用の駐車場として、田1筆を売買により譲受け農地転用するものです。農地区分は、都市計画の用途地域、第1種住居専用地域であるため第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水については、自然浸透および南側の道路側溝へ放流します。この申請地は平成15年ごろ、譲渡人の父が農地法を知らずに田を埋め立ててしまったもので、以後このようなことが起こらないようにする旨の顛末書を添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
田中委員	1番田中です。詳細につきましては事務局の方の説明どおりでございます。現地を確認させていただきました結果、近接するほ場等につきまして支障のないことを確認いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
事務局	番号2、土地の表示、地番1671番1、地目、田、面積722平方メートル。転用目的、駐車場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の38ページから40ページをご参照ください。本件は、サービス業を営む譲受人において借地を従業員駐車場として利用してきましたが、土地の所有者から返還を求められ代わりの駐車場が必要となったことから、田1筆を売買により譲受け農地転用するものです。農地区分は、住宅等が建ち並んでいる10ヘクタール未満の農地であるため第2種農地と判断され、周辺の他の土地で目的が達成できると認められる場合には原則許可ができませんが、申請地のほかに適当な土地を譲っていただくことができず、代替地が見つからないことから、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。なお申請地は、農業振興地域内の農用地でありましたが、令和5年7月21日付で農用地区域から除外されています。周辺の被害防除については、申請地の東端に側溝を設け集まった雨水は北側の排水路へ放流

	します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任をもって対処する旨の誓約書が添付されています。また、鴨川左岸土地改良区との協議も整っています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は今年１０月中旬から令和６年３月下旬の予定です。以上でございます。
浅井委員	１５番浅井でございます。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。みなさんよろしくご審議お願いいたします。
事務局	１５ページをご覧ください。２、使用貸借による権利の設定。番号１、申請位置図等は、報告・議事案件資料集の４１ページから４３ページをご参照ください。本件は、借人が現在住んでいる実家が子供の成長とともに手狭になり、配偶者の実家近くに一般住宅を建築するため、使用貸借による権利を設定し畑１筆を農地転用するものです。農地区分は、集落内で住宅等が連たんしていることから第３種農地と判断されます。周辺の被害防除について、雨水排水については既設の道路側溝へ放流します。隣接する農地の所有者の承諾書も添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、本年１２月初旬から令和６年５月初旬の予定です。以上でございます。
青谷委員	２番青谷です。借人につきましては、貸人の娘婿ということを知っておりまして、現在市外に住んでおられますが、帰ってきてこちらの方に家を建てられるということでございますので、事務局の説明どおり特に問題ないと思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。
事務局	番号２、申請位置図等は、報告・議事案件資料集の４３ページから４５ページをご参照ください。本件は、建物の解体業務で木材等の廃材やリサイクル資源の分別が必要となることから資材置場を整備するため、貸人と貸人が経営する法人との間で使用貸借による権利を設定し、畑１筆を農地転用するものです。農地区分は、公共投資の対象となっていない１０ヘクタール未満の農地であるため第２種農地と判断され、周辺の他の土地で目的が達成できると認められる場合には原則許可できませんが、申請地のほかに適当な土地が見つからないことから、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除については、申請地の東側の道路側溝へ放流します。万一被害が生じた場合には、借人が責任をもって対

地村委員	処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており許可基準を満たしていると考えます。工期は今年１１月初旬から１２月中旬までの予定です。以上でございます。 １０番地村です。ただ今の事務局の説明のとおりでございます。現地を確認しまして、農地はですね資料集の４５ページの写真のとおりでございます。聞いてますとこの農地は水回りが悪く現在耕作されていない状況でございます。現地確認し問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第８８号「農地法第５条の規定による許可申請」について、所有権の移転、番号１から番号２、使用貸借による権利の設定、番号１から番号２について審議を行います。本件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	それではご意見ないようでございますので、これより、議案第８８号「農地法第５条の規定による許可申請について」採決を行います。最初に所有権の移転、番号１の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に番号２の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、使用貸借による権利の設定、番号１の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号２の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

	全員挙手。
会長	よって、議案第 88 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」のあった、所有権の移転、番号 1 から番号 2、使用貸借による権利の設定、番号 1 から番号 2 については申請のとおり許可することに決定いたしました。
会長	それでは、次の議案説明のために農業政策課の職員が入室をいたします。 (農業政策課職員 入室)
会長	日程第 9 議案第 89 号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局及び農業政策課より説明をお願いします。
事務局	16 ページをお開きください。高島市農委議案第 89 号、高島市農用地利用集積計画の決定について。上記の議案を提出する。令和 5 年 10 月 10 日、高島市農業委員会会長。高島市農用地利用集積計画の決定について。旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、次の高島市農用地利用集積計画を決定することについて審議を求める。1、高島市農用地利用集積計画、別紙のとおり。2、公告予定年月日、令和 5 年 10 月 20 日。高島市農用地利用集積計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明していただきます。
農業政策課	農業政策課、南村と申します。私より農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。高島市農用地利用集積計画、令和 5 年 10 月 20 日、滋賀県高島市。続いて、農用地利用集積計画表は 18 ページでございます。なお、貸し手、借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。 利用権設定について、利用権設定農用地は 95 筆、利用権設定面積は 153,225 平米でございます。内訳としまして新規 73 筆、面積は 121,373 平米、継続 22 筆、面積 31,852 平米です。利用権設定者は 22 名、農用地利用申出者は 12 名でございます。その他、利用権設定各筆明細は 19 ページから 28 ページのとおりでございます。続いて所有権移転について、所有権移転農用地は 17 筆、所有権移転面積は 50,056 平米、所有権譲渡者、売り手は 4 名、所有権譲受者、買い手は 4 名、その他所有権移転各筆明細は 29 ページから 30 ページのとおりでございます。

会長	ます。農用地利用申出者および所有権移転譲受者１６名はすべての農用地について効率的に耕作し、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件を満たしているものであります。以上で農用地利用集積計画の決定についての説明とさせていただきます。 以上で説明が終わりました。これより、議案第８９号「高島市農用地利用集積計画の決定について」審議を行います。それでは、まず２１ページから２２ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号２９から番号３２の案件について、審議を行います。法第３１条第１項の規定により、 番 の退席を求めます。 (退席)
会長	それでは本件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見がないようですので、これより番号２９から番号３２の案件につきまして採決に入らせていただきます。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、利用権設定各筆明細「貸し手から借り手」番号２９から番号３２の案件については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。 (入場・着席)
会長	次に１９ページから２１ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号１から番号２８、２２ページから２８ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号３３から番号９５の案件について、審議を行います。本件について、ご意見ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見ないようでございますので、これより利用権設定各筆明細、「貸し

	手から借り手」番号１から番号２８、番号３３から番号９５の案件について採決を行います。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手多数。
会長	よって、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号１から番号２８、番号３３から番号９５の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
会長	次に２９ページから３０ページ、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号１から番号１７の案件について審議を行います。本件について、ご意見ご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見ないようですので、これより、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号１から番号１７の案件について採決を行います。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号１から番号１７の案件については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。
会長	次に 日程第１０、議案第９０号「農用地利用集積等促進計画の作成について」を議題といたします。事務局及び農業政策課より説明をお願いします。
事務局	３１ページをお開きください。高島市農委議案第９０号、農用地利用集積等促進計画の作成について。上記の議案を提出する。令和５年１０月１０日、高島市農業委員会会長。農用地利用集積等促進計画の作成について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、次の農用地利用集積等促進計画について意見を求める。１、農用地利用集積等促進計画、別紙のとおり。２、公告予定年月日、令和５年１１月３０日。 農用地利用集積等促進計画につきましては、農林水産部農業政策課より

農業政策課	説明していただきます。 農用地利用集積等促進計画についてご説明申し上げます。農用地利用集積等促進計画、令和5年11月30日、滋賀県。農用地利用集積等促進計画は33ページのとおりでございます。こちらについても、貸し手、借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。農用地利用集積等促進計画について、権利設定農用地は1筆、権利設定面積は1,805平米、農地中間管理機構に権利の設定をする者、貸し手は1名、権利の設定を受ける者、借り手は1名、その他、農用地利用集積等促進計画は34ページのとおりでございます。以上で農用地利用集積等促進計画についての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第90号「農用地利用集積等促進計画の作成について」審議を行います。それでは、34ページ農用地利用集積等促進計画、番号1の案件について審議を行います。本件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	それではご意見ないようでございますので、これより、農用地利用集積等促進計画、番号1の案件について採決を行います。本件について原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、農用地利用集積等促進計画、番号1の案件については原案のとおり同意することに決定をいたしました。 ここで1点、お願いをしておきたいんですけども、これは事務局の方に農業政策課の方をお願いしたいんですが、基本的には国の方針としては農地中間管理機構による集積を進めるというふうになっているんですけども、まだまだ基盤法の方が非常に多いという状況にあります。このへんの原因と対策というふうなことで、でき得るものであれば、中間管理機構での貸借というふうな形にやっぱり取り組んでいくことが、将来的に事務の関連化等々も含まれてくるというふうに考えておりますので、この点につきまして特に何か政策課としてご意見がございましたらご発言いただきたいと思いますし、ただ申請者本人がその状況であったというのであれば、

	それもそうかなと思うんですけども、いずれにいたしましても手続きとしては同じことをするというふうに思いますので、この点につきましても今後の対策等につきましてご意見ございましたらご発言をいただきたいと思いますが。
農業政策課	農業政策課南村よりただ今の質問に対して回答させていただきます。毎月、利用権設定についての終期通知の方を市の方から送らせていただいております、今の段階ではまだ利用権設定の申し出の書類でしか通知を送らせていただけてないんですけど、今月の末に送らせてもらう通知のところから、この促進計画の案内の文とかも送らせていただきながら、どちらにでも対応できるように周知の文書も一緒につけて送らせていただこうと考えております。以上です。
会長	他ご意見ございますか。よろしいですか。采野委員どうぞ。
采野委員	5番采野です。私もこのことについて前も何回も発言したんですけど、もう地域計画をつくってやっていかなあかと、ということは今回こうやって集積計画で出された方とかに、地域計画のこととか同じように通知されていますか。要はこの権利移動だけじゃなくって、今後の農地の利用とかも含めて、地域の方々と一緒に話し合って地域計画というのを作らなあかんで、そういう話も一緒に地域で進めていっていただけるとありがたいなみたいなことを、やっぱり言っていないと進んでいかへんと思うんですよ。今みたいに「今度からまた書面を一緒に」というだけじゃなくって、せっかく窓口来てくれはるんですし、そういうところをやっぱり政策課としても、一緒に言っておいていただきたいと思うんですけどどうでしょうか。
農業政策課	窓口に来ていただいて申出を出してきていただいている方については、機構のパンフレットがございましたんで、それで一緒に窓口に来ていただいた際はお話はさせていただきます。その中で出してもらっているんで、利用権設定の申出を出していただいているんで、それを受付させていただいているというのが今回やと多いので、手元にあるんですけど、一応窓口では来ていただいた方にはお話はさせていただきます。
采野委員	これはあくまでも暫定的な措置ですよ、本来やったら推進計画の方でということですよ。なんか、そのへんやっぱり政策課ももっとしっか

	りと組織としてある程度言っていないと、窓口に来たからこのまま引き受けますというのは、それも仕事かもしれないですけど、なんか並走してこのままずるずる行くんちがうかという気がしてならんのですけど。 申し訳ないですけど、パンフレットがあるから配るとか、そんなんは今までの人・農地プランの実質化でもさんざんやってきたことなんですよ。人・農地プランの実質化でもフルカラーのパンフレットで中間管理機構が印刷した毎年同じようなことを、さんざんたくさん印刷して配ってるけど、結局何も進まなかったんで。なんかそのあたりもうひと工夫必要かなと思うんで、そのへんちょっと頑張ってもらいたいと思います。以上です。
会長	他ございますか。ただ今ご意見ございましたことについては、農業委員会という立場からそういうふうな意見を具申したということで記録に残させていただきたいというふうに考えております。
会長	次に、日程第 11、議案第 91 号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。事務局及び農業政策課より説明をお願いします。
事務局	35 ページをお開きください。高島市農委議案第 91 号、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。上記の議案を提出する。 令和 5 年 10 月 10 日、高島市農業委員会会長。農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の規定に基づく農業経営改善計画の認定につき、次の認定申請について意見を求める。継続 1 件となっております。計画の概要につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課、飯田と申します。私より農業経営改善計画の認定につき意見を求めることにつきましてご説明申し上げます。今回申請がございましたのは、高島地域で継続が 1 件でございます。それでは、申請内容につきましてご説明申し上げます。36 ページをご覧ください。番号 1、株式会社■■■■、代表■■■■さんの農業経営改善計画の概要でございます。5 年前の経営面積は、3, 128 アールであり、これを 4, 540 アールまで拡大する計画を立てられていました。現状は 3, 821. 8 アールにとどまりましたが、今後も集積、集約を積極的に進め、5 年後には 10, 021. 8 アールまで拡大する計画を立てられました。今後は経営状況を分析してコスト管理を徹底し、契約栽培による加工用米の作付け等を行っ

	て所得の向上を図っていくとともに、福利厚生の見直しなどにより従業員を定着させ法人としての労働時間の適正化につなげるとされておられます。本件につきましては、農業政策課において慎重に聞き取りをして内容を審査しておりますこと、また各関係機関からはすでに同意いただいていることを申し添えます。以上、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第91号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」審議を行います。それでは、番号1の案件についてご意見、ご質問がございましたらご発言いただきたいと思います。はい、采野委員。
采野委員	5番采野です。この改善計画についてですけど、今の方、この方はあと5年後に経営面積が100ヘクタールと、現状38ヘクタールで、5年後に100ヘクタールということは、あと1年間に相当なペースで規模拡大していかないとこの目標面積にいかないんですけれども、さっきもちよつと地域計画の話をしましたけど、じゃあ実際この地域でそういう田畑が賃貸借で出てくるか、もしくは売買で出てくるかという見込みは政策課は持っているのですか。そういう根拠を持ってこの目標を審査して、ここに出してきているのですか。
農業政策課	お答えさせていただきます。こちらの法人につきましては、地元、 の中心経営体となっておられまして、その中でほぼほぼこの方がされておられまして、今後他の地域に拡大する計画を持っておられまして、そこでのより面積の集約集積をお考えというふうに聞いております。
会長	はい、采野委員。
采野委員	私が聞いているのは、他の地域にも出てくるということは、もっと広い地域全体との関係性があるって、この目標面積が達成できるということですよ。ということはより広い範囲でそういう目途が立つような地域計画が作成される見込みなのか、何かそういう根拠があって、この目標面積を書かれていて、この計画を見て政策課としてこれが適正やというふうに判断してるからここに出ているというふうにとらえるという、何か根拠になるようなことを説明してほしい。だってこれ、このまま行ったら5年後達成できませんでした、と終わってしまうじゃないですか。それだったらどんな

農業政策課	計画もいいじゃないですか経営改善計画をつくるために。何のための経営改善計画かということですよ、だから。 お答えさせていただきます。もちろん地域計画はこれから作っていく計画でございますので、そこの中についても、ある程度面積を拡大されるという意向をお持ちなので、今回の計画の方を妥当だというふうに判断させていただいておりますので、もちろん何も根拠なしに、この計画、この数字ができるだろうというものではないので、そこだけご説明はさせていただきますと思います。
采野委員	根拠を聞いているんやから。
農業政策課	根拠につきましては、今まだ地域計画ができておりませんので、実質化された人・農地プランが根拠になっております。
采野委員	この方が中心経営体ということで、実質化された人・農地プランの中で今後５年以内に７０ヘクタールが集積されるという、実質化された人・農地プランが、今存在しているということでいいんですか。
農業政策課	そうです、はい。実質化された人・農地プランの中心経営主体にこの方はいらっしゃいますので、その関係を見させていただいて判断させていただいています。
采野委員	それやったら、それを一番最初に言ってくればいいやないですか、ややこしいこと言わんと。わかりました。
会長	他ご意見ございませんか。 (意見なし)
会長	それでは、他にご意見ないようでございますので、これより、番号１の案件について採決を行います。本件について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。

会長	よって、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて、番号１の案件については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。
会長	次に、日程第１２、議案第９２号「高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて」を議題といたします。事務局及び農業政策課より説明をお願いします。
事務局	３７ページをお開きください。高島市農委議案第９２号、高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて。上記の議案を提出する。令和５年１０月１０日、高島市農業委員会会長。高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２の規定に基づき、次の高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求める。 農用地区域を除外する土地、番号１、番号２。利用計画変更案につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについてご説明申し上げます。まず、農用地区域を除外する土地につきましてご説明申し上げます。番号１でございます。３９ページおよび４１ページから４５ページをご覧ください。安曇川地域における農業振興地域整備計画の変更でございます。除外する土地は山林２５２平方メートルでございます。土地所有者につきましては、４１ページの調整調書記載のとおりでございます。本件は整備に伴う除外ではございません。位置図は報告・議事案件資料集６９ページから７１ページを併せてご覧ください。当該地につきましては登記官照会を経て非農地と認められたことにより農地法上の農地ではなくなり、農業振興地域の整備に関する法律第１０条第３項各号に定める「農業振興地域内にある農用地等及び農用地等とすることが適当な土地」に該当しなくなったことから農用地区域から除外するものでございます。 続きまして番号２でございます。４０ページおよび４６ページから５０ページをご覧ください。高島地域における農業振興地域整備計画の変更でございます。除外する土地は雑種地３９１平方メートルでございます。土地所有者につきましては４６ページの調整調書記載のとおりでございます。本件は整備に伴う除外ではございません。位置図は報告・議事案件資料集７１ページから７２ページを併せてご覧ください。当該地につきましては登記官照会を経て非農地と認められたことにより農地法上の農地ではなくなり、農業振興地域の整備に関する法律第１０条第３項各号に定める

	「農業振興地域内にある農用地等及び農用地等とすることが適当な土地」に該当しなくなったことから、農用地区域から除外するものでございます。以上、番号１、２につきましては、市役所内、農協等関係部局におきましても除外することについてやむなしという判断をいただいております、また滋賀県高島農業農村振興事務所より事前協議の結果、変更内容が適当であると認められております。このたび農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２の規定に基づき、農業委員会の意見を聞くものとしてされておりますことから、農業委員会総会におきまして、ご意見をお伺いするものでございます。以上私の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
会長	それでは説明が終わりました。これより、議案第９２号「高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて」を審議いたします。本件について、ご意見ご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	それではご意見がないようでございますので、これより議案第９２号「高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて」意見なしということで採決をしたいと思います。 まず、番号１について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号２について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第９２号「高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて」は、意見なしとして、原案のとおり同意することに決定をいたしました。
会長	以上を持ちまして、本日予定をしておりました議事日程については、全て終了とさせていただきます。

	(午後 3 時 1 5 分 議事終了)
--	---------------------

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 8 番 _____

議事録署名委員 9 番 _____